

うべかわサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、河川愛護促進活動の一環として、ボランティアによる河川愛護作業を実施する団体（以下「団体」という。）に対して予算の範囲内で奨励金を交付し、河川愛護思想の普及啓蒙を図るとともに、河川の環境美化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 河川 市が管理する準用河川、指定水路及び市長が特に必要と認めた河川をいう。
- (2) 愛護作業 清掃、草刈、浚渫等河川の環境美化及び機能保持に関する作業をいう。
- (3) 団体 宇部市に住所を有する者を主たるメンバーとして構成する団体、企業、その他市長が認めた団体をいう。

(交付の対象)

第3条 奨励金の交付の対象となる団体は次の各号に掲げる要件に該当し、市長の承認を受けた団体とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 河川愛護作業の実施に係る区域の延長が200m以上のもの。
- (2) 河川愛護作業に従事する構成員が5人以上の団体。

(団体の承認)

第4条 第3条の承認を受けようとする団体は、うべかわサポート事業団体承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 市長は、承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認められるときは、うべかわサポート事業団体承認通知書（別紙様式第2号）を交付するものとする。
- 3 前項の承認を受けた団体は、団体の解散や組織変更等、承認内容に変更が生じた場合は、うべかわサポート事業団体承認内容変更届出書（別紙様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、別表に定める額とする。

(実施報告及び確認)

第6条 河川愛護作業が完了した団体は、河川愛護作業実施報告書（様式第4号。以下「実施報告書」という。）に作業前後の写真を添えて、作業完了後1ヶ月以内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、実績報告書が提出されたときは、現地において確認するものとする。
- 3 市長は、前項の確認の結果、実施された河川愛護作業の内容が適正と認めるときは、当該河川愛護作業に係る奨励金の額を確定し、うべかわサポート事業奨励金決定通知書

(様式第5号。以下「決定通知書」という。)により、団体に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 前条の規定による決定通知書をうけた団体は、うべかわサポート事業奨励金請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の実施報告書及び請求書が適当であると認めたときは、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により団体の承認を受け、又は奨励金の交付を受けた者がいるときは、承認を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 宇部市河川愛護作業報奨金交付要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表(第5条関係)

奨励金の額は、(表1)に定める額とし、活動人数が20人以上の団体については、(表2)に定める額を加算した額とする。

また、同一年度において、奨励金の交付は年2回を限度とし、2回目の実施については(表2)に定める加算額のみとする。

(表1)

| 延長区分 | 奨励金額 |
|----------------|---------|
| 200m以上500m未満 | 30,000円 |
| 500m以上700m未満 | 35,000円 |
| 700m以上1,000m未満 | 40,000円 |
| 1,000m以上 | 45,000円 |

(表2)

| 活動人数区分 | 加算額 |
|-----------------|---------|
| 20人未満 | 0円 |
| 20人以上 50人未満 | 2,000円 |
| 50人以上 100人未満 | 4,000円 |
| 100人以上 300人未満 | 10,000円 |
| 300人以上 500人未満 | 20,000円 |
| 500人以上 800人未満 | 33,000円 |
| 800人以上 1,000人未満 | 45,000円 |
| 1000人以上 | 55,000円 |

【うべかわサポート事業奨励金交付フロー図】

